

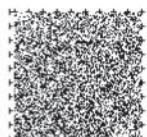
の 一 ま ら い ゼ ー し ょ ん しゃ かい じ つ げ ん
ノーマライゼーション社会の実現をめざして

だい き と やま し しょう がい ふく し けい かく
第5期 富山市障害福祉計画
だい き と やま し しょう がい じ ふく し けい かく
第1期 富山市障害児福祉計画

へいせい ねんど へいせい ねんど
平成 30(2018)年度 ⇒ 平成 32(2020)年度

とやまし へいせい ねんど だい き しょうがいふくしけいかく だい き しょうがいじふくし
富山市は、平成 29 年度に第 5 期障害福祉計画および第 1 期障害児福祉
けいかく さくてい しょうがいふくしけいかく しょうがいふくし さ 一 び す ち いきせいかつ し えん
計画を策定しました。障害福祉計画は障害福祉サービスや地域生活支援
じぎょうとう じっし けいかく しょうがいじふくし けいかく しょうがいじじつうしょ し えん しょうがいじそうだん
事業等の実施計画であり、障害児福祉計画は障害児通所支援や障害児相談
し えんとう じっし けいかく と やまし けいかく すいしん
支援等の実施計画です。富山市は、この2つの計画を推進することによって、
の 一 ま ら い ゼ ー し ょ ん しゃ かい じ つ げ ん
ノーマライゼーション社会の実現をめざします。

へいせい ねん がつ
平成 30 年 3 月
と やま し
富 山 市



1 策定の趣旨

これまで、障害のある人の福祉に関する施策を推進するために、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を策定してきました。平成28年6月の法改正により、このたび新たに、児童福祉法に基づき「障害児福祉計画」を策定することとなりました。

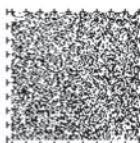
項目	根拠規定	計画の性格	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32
障害者計画	障害者基本法 第11条	国および県の障害者計画を基本としつつ、本市の障害者の状況等を踏まえた障害者の施策に関する基本的な計画 (基本計画・方向性)					だいじ 第3次 富山市障害者計画	
障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条	障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関して定める計画 (実施計画・数値目標)			だいさとやまし 第4期富山市 障害福祉計画		だいさとやまし 第5期富山市 障害福祉計画	
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関する定める計画 (実施計画・数値目標)				ー	だいさとやまし 第1期富山市 障害児福祉計画	

2 基本理念

- (1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障害の種別や地域におけるサービス格差の解消
- (3) 個々の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現
- (5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

3 本市の現状

項目 (単位：人)	平成29年実績	平成32年推計
(1) 障害者手帳 所持者数の推移	身体障害者手帳	19,642
	療育手帳	2,870
	精神障害者保健福祉手帳	2,635
(2) 障害福祉サービス 支給決定者数の推移	障害福祉サービス支給決定者	2,833
	障害児通所支援支給決定者	661



4 重点施策

(1) 相談支援体制の充実

- ① 基幹相談支援室の機能強化
- ② 地域を基盤とした相談体制づくり
- ③ こども発達支援室を中心とした障害児からの早期からの相談体制づくり
- ④ 障害者虐待・障害者差別解消等、障害者の権利擁護の相談の強化

(2) 在宅生活の基盤整備

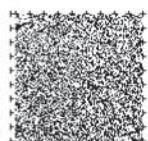
- ① グループホームの整備促進
- ② 重度訪問介護、同行援護、行動援護サービスの安定供給
- ③ 医療的ケアが必要な障害児・者、強度行動障害者等が利用できるサービスの確保
- ④ 地域での見守り支援体制づくり
- ⑤ 医療・介護（障害福祉）の連携の推進
- ⑥ 地域生活支援拠点等の整備
- ⑦ 福祉人材の確保

(3) 就労支援の推進

- ① 障害者就労支援促進事業の実施
- ② 就労移行支援事業および就労定着支援事業の実施
- ③ 就労継続支援事業の工賃向上を図る取組の推進

(4) 地域共生社会の推進

- ① 縦割りから丸ごとの転換
- ② 我が事・丸ごとの地域づくり



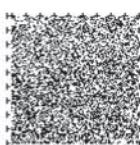
5 第5期富山市障害福祉計画

障害福祉計画の成果目標

項目と考え方	本市の目標値
(1) 施設入所者の地域移行の推進	
平成28年度末時点の施設入所者数	441人
平成32年度末までに全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行する人数	14人(3.2%)
平成32年度末時点の入所者数を、平成28年度末時点から2%以上削減する。	9人(2%)
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	設置
保健・医療等の関係者による協議の場を平成32年度末までに設置する。	せつち
(3) 地域生活支援拠点等の整備	1か所
地域生活支援拠点等を平成32年度末までに整備する。	しょ
(4) 一般就労への移行の促進	
平成28年度に福祉施設を退所して一般就労した人数	57人
平成32年度に福祉施設を退所して一般就労する人数	86人(1.5倍)
平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数	78人(20%増)
平成32年度末において就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	50%以上
各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%以上

施策の体系

基本目標	ノーマライゼーション社会の実現をめざして
施策1 相談支援・情報提供体制の充実	(1) 総合的な相談体制の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 情報提供の充実
施策2 在宅サービスの充実	(1) 訪問系サービス (2) 日中活動系サービス (3) 移動支援施策の充実 (4) 発達障害者への支援 (5) 二次障害・障害の重度化予防 (6) 共生型サービスの創設
施策3 就労支援の充実	(1) 福祉的就労から一般就労への支援 (2) 福祉的就労の充実
施策4 施設や病院からの地域移行、障害者の地域包括ケアシステムの構築	(1) グループホーム等の整備 (2) 自立に向けた支援 (3) 安心して生活できるための支援 (4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (5) 地域移行に向けた相談支援専門員等への研修 (6) 地域移行に向けた周知・啓発
施策5 地域生活支援拠点等の整備	
施策6 芸術文化活動支援による社会参加等の促進および障害者スポーツの振興	げいじゅつぶんかかつどう し えん しゃかひさんかとう そくしん しょうがいしゃす ほーつ しんこう
施策7 地域共生社会の推進体制の構築	(1) 包括的な支援体制の構築 (2) 地域力の強化・推進 (3) 地域共生人材の育成 (4) 防災・防犯対策

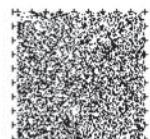


しおうがいふくし さー びす かつどうもくひょう みこみりょう
■障害福祉サービスの活動目標（見込量）

さー びすめい サービス名		へいせい 平成30年	へいせい 平成31年	へいせい 平成32年	さー びすないよう サービス内容
(1) 訪問系サービス	①居宅介護	280	296	312	しおうがいしゃ じたく にゅうよく はい とう かい ごと う おこな 障害者の自宅で入浴、排せつ等の介護等を行います。
	②重度訪問介護	18	19	20	じゅうど しおうがい つね かい ご ひつよう ひと じたく かい ご い 重度の障害で常に介護を必要とする人に、自宅での介護、移動等を総合的に行います。
	③同行援護	49	56	63	しゃかしおうがいしゃ がいしゅつけ どうこう い どう えん ごと う おこな 視覚障害者の外出時に同行し、移動の援護等を行います。
	④行動援護	10	11	12	じ こ はんだんのうりょく せいげん ひと こうどう き けん 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を かいひ ひつよう し えん がいしゅつけん おこな 回避するために必要な支援、外出支援を行います。
(2) 日中活動系サービス	①生活介護	895	908	921	つね かい ご ひつよう ひと ひるま にゅうよく はい とう かい ご おこな 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ等の介護を行 うそざくべきつかづら せいさんかくどう さ かい ていきょう おこな とともに、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。
	②自立訓練	7	7	7	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいたれいわ 自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体 きのう せいかつのうりょく こうじょう ひつよう くんれん おこな 機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	③就労移行支援	50	52	54	じゅうろう い こう し えん いつばんさぎょうとう しうろう き ぼう ひと い つい き かん しゅうろう ひつよう 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要 ちしき のうりょく こうじょう ひつよう くんれん おこな な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
	④就労継続支援A型	566	600	634	いつばんさぎょうとう しうろう こなん ひと はたら ぱ でいきょう 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するととも ちしき のうりょく こうじょう ひつよう くんれん おこな に、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
(3) 居住系サービス	⑤就労継続支援B型	750	770	790	しうろううけいぞくしえんびーがた (A型は主に雇用契約を結ぶもの。)
	⑥就労定着支援	34	43	52	しうろううていちらくしえん いつばんしうろう い こう しおうがいしゃ せいかつ り ず む かけい 一般就労へ移行した障害者について、生活リズム、家計や たいちらくかんりどう かん か だいかけいかつ む し どう じょげん 体調管理等に関する課題解決に向けて、指導・助言します。
	⑦療養介護	90	92	94	いりょう じょうじき ひつよう ひと いりょう き かん きのうくんれん 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、 りょうようじょう かんり かんご かい こ にちじょうせいかつ せ わ おこな 療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をしています。
	⑧短期入所	120	130	140	かんご しゃ びょうき ぱ あいとう たん き かん し せつ にゅうよく はい とう 介護者が病気の場合等に、短期間、施設で入浴、排せつ等の かんご とう おこな 介護等を行います。
(4) 相談支援	①自立生活援助	10	15	20	ひとり ぐ ひつよう りかいりょく せいかつりょく おぎな ていきてきな 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な じゅんかいほうちんどう じょうほう いきょう じょげん おこな 巡回訪問等により情報提供や助言を行います。
	②共同生活援助	302	314	326	や かん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ そうがん にちじょうせいかつじょう えんじょ 夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助 おこな を行います。
	③施設入所支援	435	433	432	しせつ にゅうしょ ひと や かん きゅうじつ にゅうよく はい しょくじ かい 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介 ご とう おこな 護等を行います。
(5) 障害福祉計画	①計画相談支援	700	720	740	しおうがいふくし さー びす と う り よう けい かく 障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の さくせい おこな 作成を行います。
	②地域移行支援	4	5	6	にゅうしょ にゅういん しおうがいしゃ ち いきせいかつ い こう 入所や入院している障害者の地域生活に移行するための そうがん えんじょ おこな 相談・援助を行います。
	③地域定着支援	50	55	60	たんしん きよたくせいかつ しおうがいしゃ ち いきせいかつ けいぞく 単身で居宅生活する障害者の地域生活を継続するための支援 おこな を行います。

単位：利用者数（人／月）

* 「見込量」は、過去3年間の利用者数等の伸び率、障害のある人のニーズ、サービス提供事業所の状況、国の指針等を勘案して決定しました。



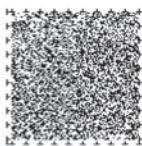
6 第1期富山市障害児福祉計画

障害児福祉計画の成果目標

障害児支援の提供体制の整備等		項目と考え方	本市の目標値
平成32年度末においても、引き続き、児童発達支援センターを利用できる体制を維持する。	2か所	こうもく かんが かた	ほんし もくひょうち
平成32年度末においても、引き続き、保育所等訪問支援を利用できる体制を維持する。	2か所	じどうはったつ しえんせんたー りよう たいせい いじ	じょ
平成32年度末においても、引き続き、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を利用できる体制を維持する。	3か所	おもじゅうしうしんしんじょうがいじ しえん じどうはったつ しえんじぎょうしょ	じょ
平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。	せっち 設置	ほけん いりょう しょうがいふくし ほいく きょういくとう かんけい きかんとう れんけい はか	

施策の体系

基本目標 障害児の健やかな育成のための発達支援	
施策1 相談支援体制の充実	
(1) 障害の早期発見・早期サポート	(2) 障害児相談支援の提供体制の確保
(3) 障害児の権利擁護の推進	
施策2 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	
(1) 重症心身障害児に対する支援	(2) 医療的ケア児に対する支援
(3) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援	
施策3 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	
(1) 障害児通所支援等	
施策4 切れ目のない一貫した支援	
(1) 障害児通所支援等サービス事業者のネットワークの構築	(2) 学校から地域への連携の強化
(3) 障害児施策の周知・啓発	(4) 障害のある子どもに対する防災対策
施策5 人材育成	
(1) 相談支援専門員やサービス事業所職員等の質の向上	

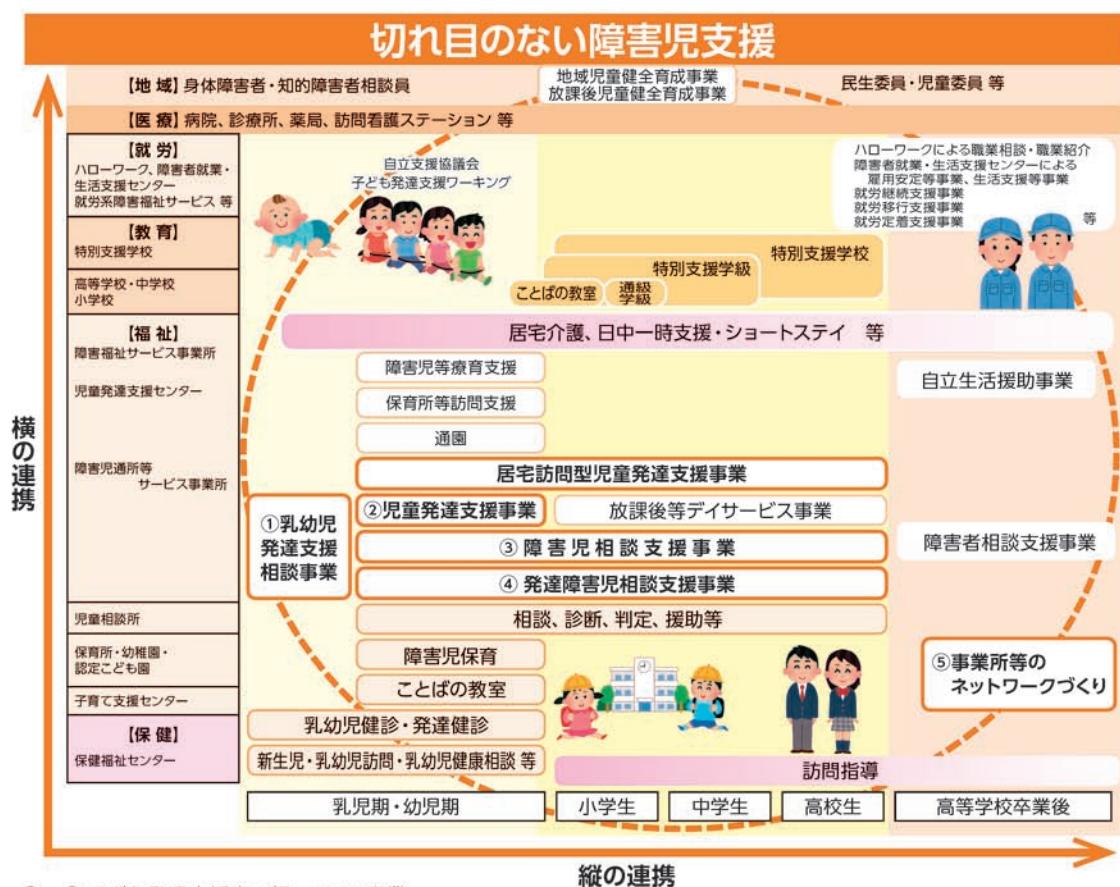


障害児通所系サービスの活動目標（見込量）

サービス名		平成30年	平成31年	平成32年	サービス内容
(1) 障害児通所支援	①児童発達支援	268	275	282	日常生活における基本的動作の指導等の支援を行います。
	②医療型児童発達支援	4	5	6	児童発達支援および治療を行います。
	③放課後等ディサービス	460	490	520	学校就学中の児童に、放課後や夏休み等の長期休業中の居場所づくりを行います。
	④保育所等訪問支援	24	30	36	保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援を行います。
	⑤居宅訪問型児童発達支援	2	3	4	重度の障害等のために外出が著しく困難な児童に、居宅を訪問し、発達支援を行います。
(2) 障害児相談支援		260	280	300	障害児通所支援を利用する前に利用計画書を作成します。

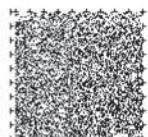
単位：利用者数（人／月）

*「見込量」は、過去3年間の利用者数等の伸び率、障害のある人のニーズ、サービス提供事業所の状況、国の指針等を勘案して決定しました。



①～⑤ こども発達支援室で行っている事業

②、③ こども発達支援室以外でも行っている事業



7 地域生活支援事業 (第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に位置づけた事業)

サービス名	サービスの内容
①理解促進研修・啓発事業	研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけます。
②自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
③相談支援事業	障害者や児童の保護者・介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための支援を行います。
④成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	精神障害者または精神障害者が成年後見制度を利用しやすいよう申立ての費用、後見人等の報酬を助成します。また、成年後見制度における後見業務等を適正に行う法人を確保できる体制の整備や障害のある人の権利擁護に努めます。
⑤意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者等の派遣および設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
⑥日常生活用具給付事業	「入浴担架、特殊寝台等」「入浴補助用具、便器等」「電気式たん吸引器等」「携帯用会話補助装置等」「ストーマ用装具、紙おむつ等」「住宅改修費」の6種類です。
⑦手話奉仕員養成研修事業	手話入門講座・手話基礎講座を開催し、手話奉仕員を養成します。
⑧移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出における移動を支援します。
⑨地域活動支援センター事業	創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の場を提供します。
⑩専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業および派遣事業	手話通訳者、要約筆記者の養成や盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修および手話通訳者または要約筆記者の派遣や通訳・介助員の派遣を検討します。
⑪訪問入浴サービス事業	自宅以外での入浴が困難な障害者に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。
⑫日中一時支援事業	障害者に日中活動の場の提供と家族等の介護者の休息支援を行います。
⑬生活訓練等支援事業	知的障害者福祉事業、精神障害者支援事業、障害者福祉プラザでの生活訓練事業を行っています。
⑭社会参加支援事業	スポーツ・レクリエーション教室の開催、点字・声の広報による情報提供、点証奉仕員等の養成研修を通じて、社会参加を支援します。
⑮自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業	自動車運転免許の取得費用や自ら運転する自動車の改造費用の一部助成を行います。
⑯障害児等療育支援事業	身近な地域で療育相談・指導が受けられるよう療育体制の充実を図るとともに、関連する療育機関との連携を図ります。
⑰児童発達支援センター機能強化事業	富山市恵光学園において、乳幼児発達支援事業、発達障害児相談支援事業、事業者のネットワークづくり事業を実施します。
⑱障害者虐待防止対策事業	障害者自立支援協議会に「権利擁護部会」を設置し、情報共有のための連携体制の整備や、障害者虐待に関する課題等について協議します。

ノーマライゼーション社会の実現をめざして

第5期富山市障害福祉計画・第1期富山市障害児福祉計画【概要版】

編集・発行 富山市保健部障害福祉課 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

電話 076-443-2254 FAX 076-443-2143

